

ぎふ若者定着奨学金返還支援制度 市町村による上乗せ支援

ぎふ若者定着奨学金返還支援制度では、企業が設定した支援金額に、**さらに市町村が支援金額を上乗せ**することができます。

令和7年度は、**羽島市**と**下呂市**がこの取組みに参加しています。支援を受ける要件は下表のとおりです。

- (市町村の支援を受ける手続き)
- ・市町村の支援を受けたいときは、登録申請書（様式第1号）の「市町村の上乗せ支援」欄に記載してください。
 - ・既に登録者である場合は、ぎふ奨学金返還支援ポータルサイトの「お問い合わせ」からご連絡ください。市町村の審査を経て、改めて認定書をお送りします。

参加市町村	上乗せする支援金額			就業地要件	居住地要件
羽島市	区分	支援金額	上乗せ金額	・羽島市内の事業所で就業すること。 ・羽島市内での就業期間の計算は、「ぎふ若者定着奨学金返還支援事業費補助金交付要綱」第12条第1項の規定に準じる。	・羽島市内に住民票を有し、居住していること。
	大学、大学院、高専 専攻科	150万円	30万円		
		100万円	20万円		
		60万円	10万円		
	短大、高専、専修学校専門課程	75万円	15万円		
		50万円	10万円		
		30万円	5万円		

参加市町村	上乗せする支援金額			就業地要件	居住地要件
下呂市	区分	支援金額	上乗せ金額	・ 下呂市内の事業所で就業すること。 ・ 下呂市内での就業期間の計算は、「ぎふ若者定着奨学金返還支援事業費補助金交付要綱」第12条第1項の規定に準じる。	・ 下呂市内に住民票を有し、居住していること。
	大学、大学院、高専 専攻科	150万円	40万円		
		100万円	30万円		
		60万円	20万円		
	短大、高専、専修学校専門課程	75万円	20万円		
		50万円	15万円		
		30万円	10万円		